

# 新型コロナウイルス感染症による入院給付金（共済金）等ご請求のご案内と よくあるご質問

## 1. ご請求にあたってのご案内

### (1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		陽性判明日		
		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○お支払対象	○お支払対象	○お支払対象
宿泊療養・自宅療養された場合 (みなし入院)	重症化リスクの高い方(※1)	○お支払対象	○お支払対象	<u>×お支払対象外</u>
	上記以外の方	○お支払対象	×お支払対象外	×お支払対象外
災害死亡保険金ならびに 災害高度障害保険金		○お支払対象	○お支払対象	<u>×お支払対象外</u>

(※1) 厚生労働省の定める重症化リスクの高い方

- 65歳以上の方(※2)
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬(※3)または酸素投与が必要と医師が判断する方
- 妊娠されている方(※4)

(※2) 陽性判明日(診断日)時点の年齢で判定

(※3) 新型コロナ治療薬の範囲(厚生労働省が定める以下の治療薬となります。エンシトレルビルフマル酸(ゾコーバ)や解熱剤(例:カロナール・ロキソニン)、市販の風邪薬は、対象となる新型コロナ治療薬には含まれません。2023年1月27日現在の情報に基づき作成しており、今後取扱いが変更になる可能性があります。)

名称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ

名称	商品名
ステロイド薬（デキサメタゾン）	デカドロン
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ
ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビッド
バリシチニブ	オルミエント
モルヌピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

（※4）陽性判明日（診断日）時点で母子健康手帳発行済みの場合

## （2）ご請求に際しご用意いただくものについて

### 医療機関に入院された場合

書類名	ウェブ請求	郵送による請求
医療機関発行の診断書、領収証、診療明細書のうちいずれか	○	○
・被保険者さまのご本人確認書類 ・親権者さまのご本人確認書類（※5）	○	
当社からお送りする給付金請求書		○

### 自宅・宿泊施設等で療養された場合

**<陽性判明日が 2022 年 9 月 26 日以降～2023 年 5 月 7 日までの方>**

書類名	ウェブ請求	郵送による請求
① 「My HER-SYS」の <u>診断年月日が記載された画面のスクリーンショット</u> （※6）	○	○
・被保険者さまのご本人確認書類 ・親権者さまのご本人確認書類（※5）	○	
当社からお送りする給付金請求書		○

①がご準備できない場合は、次の②および③の書類でご請求ください。

書類名	ウェブ請求	郵送による請求
②新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる <u>医療機関が発行する検査結果報告書</u> （※7）（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）または、自治体の健康フォローアップセンター（※8）の受付結果（被保険者名・自治体受付日・自治体名がわかるもの）	○	○
③		
65歳以上の方	追加書類はありません	
投薬・酸素投入がある方	厚生労働省が定める治療薬（※3）のいずれかの投与、または酸素投与がされていることがわかる診療明細書のコピー	
妊娠されている方	母子健康手帳（被保険者名・交付日がわかるページ）	

**<陽性判明日が2022年9月25日以前の方>**

書類名	ウェブ請求	郵送による請求
①「My HER-SYS」の <u>診断年月日が記載された画面のスクリーンショット</u> （※6）	○	○
・被保険者さまのご本人確認書類 ・親権者さまのご本人確認書類（※5）	○	
当社からお送りする給付金請求書		○

①がご準備できない場合は、次の書類でご請求ください。

書類名	ウェブ請求	郵送による請求
②新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる <u>医療機関が発行する検査結果報告書</u> （※7）（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）または、自治体の健康フォローアップセンター（※8）の受付結果（被保険者名・自治体受付日・自治体名がわかるもの）	○	○

(※5) 親権者からの請求の場合に必要です。親権者が被保険者と別居または別姓の場合は、被保険者との続柄がわかる戸籍謄本等（発行から6ヵ月以内）をご用意ください。

(※6) 「My HER-SYS」とは、陽性者ご本人等が自身や家族の健康状態を入力できる厚生労働省が提供する健康管理システムです。また、一部の自治体において、自らが検査し新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合、医療機関の診断を待たずに自主療養を行う取組みが実施されています。この場合、自治体が発行する「療養証明書」をご提出いただくことで、お支払いの対象としてお取扱いします。証明書の申請方法等については、各自治体のホームページ等をご確認ください。なお、「自主療養届」ではお手続きいただくことができません。

#### <「My HER-SYS」ご利用に関してご留意いただきたい点>

**厚生労働省より、「My HER-SYS」での療養証明機能の利用等は2023年9月末まで可能との方針が示されており、10月以降も所定の代替書類等でのご請求は可能ですが、「My HER-SYS」の療養証明にてご請求いただく場合は、お早めにご請求手続きいただきますようお願い申し上げます。**

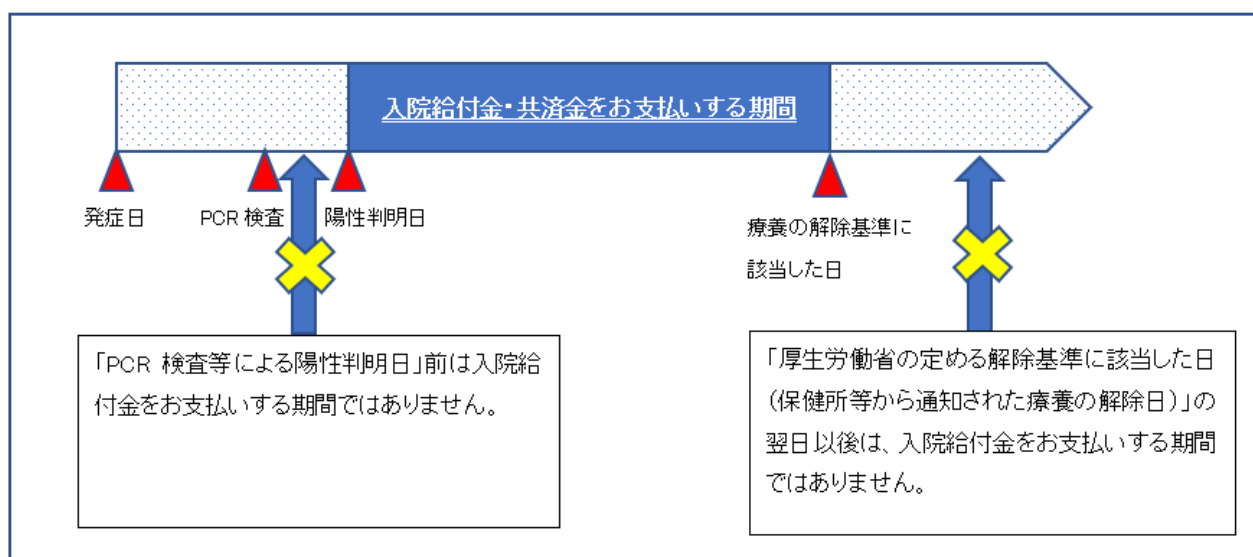
(※7) ご自身で実施した検査結果のみではご請求いただけません。

(※8) 自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。

なお、お手続きに必要な書類につきましては、コピーでの受付が可能です。ご提出いただいた書類は原則ご返却できませんのでコピーでのご提出をおすすめいたします。

### ■ 自宅・宿泊施設等での療養の場合、入院給付金・共済金をお支払いする期間について

「PCR検査等による陽性判明日※」～「厚生労働省等の定める療養の解除基準に該当した日(保健所等から通知された療養の解除日＝就業制限の解除日)」がお支払いの対象です。※抗原検査の結果や同居家族の感染状況、発熱等の臨床症状を踏まえ、PCR検査等を行わずに医師が陽性と診断を行う場合は、「医師の診断日」です。



### (3) 災害保険金について

2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害保障のある下記対象商品について災害死亡保険金等をお支払いします。(2020年2月1日以降に発生した支払事由について適用いたしません。)

対象商品	お支払いする保険金の種類
災害保障保険 総合保障保険 限定告知型定期保険（払戻金なし）	災害死亡保険金
総合保障保険	災害高度障害保険金

## 2. よくあるご質問 (Q&A)

**Q1** 新型コロナウイルス感染症の陽性と診断されました。保健所の指示で病院等に入院せず、自宅療養や宿泊施設での療養をした場合でも入院給付金を請求できますか。

**A1** 陽性と診断された日によってお取り扱いが異なります。2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症の陽性と診断され自宅や宿泊施設での療養を指示された場合、入院給付金のご請求の対象となります。2022年9月26日以降～2023年5月7日までに陽性と診断された場合は、1ページ目に記載のとおり、厚生労働省の定める重症化リスクの高いとされる方がご請求の対象となります。

**Q2** 2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、2022年9月26日以降も自宅や宿泊施設で療養をしました。厚生労働省の定める重症化リスクが高い要件に該当しませんが、その場合、入院給付金を請求できますか。

**A2** はい。2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症の検査結果陽性と診断され、自宅療養や宿泊施設で療養をした場合は、入院給付金のご請求の対象となります。



**Q4** 新型コロナウイルス感染症の検査結果は陰性ですが、濃厚接触者に該当するということで、自宅か宿泊施設で待機することになりました。入院給付金は支払われますか。

**A4** いいえ。検査結果が陰性の場合、自宅・宿泊施設等での「待機」は、入院給付金のご請求対象にはなりません。

**Q5** 現在妊娠中で新型コロナウイルス感染症に罹患しました。自宅や宿泊施設で療養する予定ですが、保健所から証明書等は発行できないと聞きました。どうしたらいいでしょうか。

**A5** 「My HER-SYS」において診断年月日が表示・証明されます（※一部地域を除く）ので、療養の期間が7日以内の場合は、その画面のスクリーンショット（郵送でのお手続きの場合は画面を印刷したもの）をご提出ください。

療養の期間が8日（2022年9月6日以前に陽性と診断された場合は11日）以上のときは、療養期間がわかる証明書をご提出いただくことが必要です。

また、2022年9月26日以降～2023年5月7日までに陽性と診断された場合で、「My HER-SYS」以外の書類でご請求される場合は母子健康手帳のコピーのご提出も必要です。2ページ目をご参照ください。

**Q6** 新型コロナウイルス感染症の入院給付金が支払われた後、新型コロナウイルス感染症の治療や経過観察のため通院をした場合には、通院給付金の請求の対象となりますか。

**A6** 通院保障のある商品をご契約されている場合、退院日（就業制限解除日）の翌日から120日以内の通院はご請求の対象となります。（オンライン診療や電話診療も含みます）

**Q7** 65歳以上で2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、2023年5月8日以降に自宅や宿泊施設で療養をしました。その場合、入院給付金の請求対象となりますか。

**A7** はい。2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症の検査結果陽性と診断され、厚生労働省の定める重症化リスクが高い要件を満たしている場合は、入院給付金のご請求の対象となります。

**Q8** 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅や宿泊施設で療養をした人が「みなし入院」による入院給付金の請求の対象とならなくなるのはなぜですか。

**A8** 今般、2023年1月27日付 新型コロナウイルス対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づける、との方針が政府から示されました。これにより新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。こうした状況を踏まえ、「みなし入院」の特別取扱いを終了することといたしました。

**Q9** 2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、その後2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を原因として死亡した場合、災害保障保険の災害死亡保険金の請求対象となりますか。

**A9** 2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症の検査結果陽性と診断され、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった場合は、災害死亡保険金のご請求の対象となります。

◆ウェブでのご請求手続きはこちらからお願いいたします

<https://www.rakuten-insurance.co.jp/contract/life/insured/covid-19/>



◆郵送でのお手続きは保険金・給付金ダイヤルで承ります

**ご請求は24時間受付可能なウェブのご利用をおすすめしております。**

**0120-977-002 楽天保険の総合窓口** ※当社委託先が承ります

平日、土日祝日 9:00~18:00 (年末年始除く)

2023年4月14日更新